

事業計画の骨子・基本理念について

1 子ども・子育て支援事業計画の骨子

●全体構成

I 計画の策定にあたって

【主な内容】

- 1 子ども・子育て支援事業計画とは
 - 計画策定の趣旨
 - 計画の性格と位置づけ
 - 計画の対象
- 2 計画の期間
- 3 計画の策定体制

II 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

【主な内容】

- 1 人口・子ども人口
- 2 世帯の状況
- 3 子育て関連施策・事業の状況
- 4 地域における子育て支援活動等の状況
- 5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）
- 6 木津川市の子ども・子育て支援の課題

III 計画の基本的な考え方

【主な内容】

- 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 重点プロジェクト（あるいは重点施策）

IV 目標実現のための施策の展開

【主な内容】

- 1 子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり
- 2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり
- 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進
- 5 子どもと子育てを支援する地域づくり

V 事業量の目標

【主な内容】

- 1 将来の子ども人口
- 2 教育・保育提供区域
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 5 その他事業の数値目標

VI 計画の推進

【主な内容】

- 1 計画の推進主体と連携の強化
- 2 計画の進行管理

- 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）と子ども・子育て支援事業計画書の構成

別紙①のとおり。

- 子ども・子育て支援事業計画のイメージ

別紙②のとおり。

2 基本理念

平成22年3月に、木津川市として統一した子育て支援サービスを展開するための総合的指針となる「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、基本理念「育てよう未来にはばたく子どもたち ～子育て支援No.1のまちを築こう～」を掲げ、計画を推進してきました。

この理念は、木津川市における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、今回策定する「木津川市子ども・子育て支援事業計画」においても上記計画の考え方を踏襲すべきであると考えます。

基本理念

育てよう未来にはばたく子どもたち

～子育て支援No.1のまちを築こう～

3 次世代育成支援地域行動計画との関係

次世代育成支援行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月31日までの時限立法であり、平成27年度以降の法の延長について検討がおこなわれています。

法が延長されたとしても、基本的に「次世代育成支援行動計画」は「子ども・子育て支援事業計画」にシフトしていくこととなります。財政支援の面でも、「次世代育成支援対策推進法」に根拠をおく、現行の子育て支援交付金は平成26年度までの措置であり、平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づいた事業が財政支援の対象となることから、「子ども・子育て支援事業計画」を策定すれば足りることとなります。

ただし、「次世代育成支援対策推進法」の範囲の方が広いため、その部分については、任意に新たな事業計画に盛り込むことは差支えないとされています。

○次世代育成支援地域行動計画（前期・後期行動計画）

急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、市町村や事業主が、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立について、10年間で集中的・計画的な取り組みをするための行動計画

後期行動計画は、木津川市として統一した子育て支援サービスを展開するための総合的指針となる行動計画

○子ども・子育て支援事業計画

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取組み、子ども・子育て支援を推進する事業計画

年度	次世代育成支援地域行動計画		子ども・子育て支援事業計画
	(前期行動計画)	(後期行動計画)	
H17	●		
H18	●		
H19 (合併)	●	5年 (木津町・加茂町・山城町の3つの計画)	
H20	●		
H21	●		
H22		●	
H23		●	
H24		●	5年 (木津川市として統一した計画)
H25		●	
H26		●	
H27		●	●
H28		●	●
H29		●	● - 5年
H30		●	●
H31		●	●


2つの計画を一体化
